
監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

平成27年9月30日付27長監第45号の監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年1月8日

長崎県監査委員	石橋	和正
同	砺山	和仁
同	中村	和弥
同	山田	朋子

H27-01090-03921


平成27年11月30日

長崎県監査委員 石橋 和正 様

長崎県監査委員 砺山 和仁 様

長崎県監査委員 中村 和弥 様

長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県知事 中村 法道 

平成27年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

平成27年9月30日付27長監第45号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：総務部		
【税務課】		
予算の執行	<p>長崎県税務提要（法規編）追録作成ほか1件の単価契約において、予定価格が予定額から「歩切り」されている。</p> <p>また、施行伺において、総価額が示されていない。</p>	<p>予定額の積算において発生した円未満1桁の端数を予定価格の設定で切り捨てていたものであります。これは、円未満の端数切捨てが、合理的な理由の無いいわゆる「歩切り」に当たるという認識が不足していたものであります。</p> <p>また、総価額が示されていないのご指摘も同様に認識不足が原因であるため、再度、職員へ制度の周知徹底を図り、認識を統一いたしました。今後は、このようなことがないように適正な事務処理に努めてまいります。</p>
【管財課】		
財産	<p>公共用地の未利用地について、利用見込みのないものについては、引き続き積極的な処分に努めること。</p>	<p>売却可能な未利用地については、県のホームページ等において売却予定物件の情報を広く提供し、一般競争入札による売却のほかインターネットを利用した入札や落札されなかった物件について不動産業者へ売却仲介を依頼するなど様々な方法を活用し処分促進に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、利用見込みがない未利用地については一層の処分に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【長崎振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等) [税務部納税課]</p>	<p>収入未済については、毎年作成している徴収事務方針に基づき、文書や夜間・休日を含めた電話及び臨戸による催告を行い、また滞納者の現状把握に努め、自主納付に応じない滞納者に対しては、預金・給与等の債権差押や自動車のタイヤロック、自宅等の捜索による動産差押を実施するとともに、差押物件についてインターネット公売により換価促進を図っております。</p> <p>特に収入未済額の約75%を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」を最大限活用するため、専任職員3名を配置し、個人住民税について地方税法第48条による特例徴収を実施し、併せて個人県民税の滞納発生を抑制するため、市町と連携・協働して個人住民税特別徴収制度の推進を図り、未済額の縮減に取り組んでおります。</p> <p>今後とも、適正・公平な賦課徴収を行い、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、県税収入の確保に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県央振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等) [税務部納税課]</p>	<p>収入未済については、文書、休日・昼夜の電話や自宅等への訪問などによる催告を行うとともに、滞納者の現状把握に努め、不誠実な滞納者に対しては、給与・預貯金等の債権差押を中心として、自動車、不動産及び捜索による動産差押等を実施しております。</p> <p>また、差押え物件については、インターネット公売を通じて換価促進を図るなど、実情に応じた債権保全・回収措置を講じながら収入の確保を行い、徴収不能者に対しては財産調査等を確実に行い執行停止をしております。</p> <p>特に収入未済額の大部分を占める個人県民税については、「長崎県地方税回収機構」に対する取り組みを見直し、回収機構専任職員を配置することにより積極的に、市との連携・協働を行うと共に、地方税法第48条(徴収及び滞納処分の特例)により、各市の滞納者を県へ引継ぎを行うなど収入未済額の圧縮に努めております。</p> <p>今後とも、租税の公平な負担確保を図るとともに、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、収入の確保に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県北振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県税及び加算金等) [税務部納税課]</p>	<p>収入未済については、毎年作成している徴収事務方針に基づき、夜間・休日を含め電話及び個別訪問による催告を行うとともに滞納者の現状把握に努め、自主納税に応じない滞納者に対しては、給与・預金の債権差押を中心に、自動車、不動産及び捜索による動産差押等を執行しております。 特に、収入未済額の約78%を占める個人県民税の未収対策については、「長崎県地方税回収機構」を通じ、市町と連携・協働の強化を図りながら未収額の縮減に努めております。 あわせて、住民税特別徴収制度の完全実施については、個別訪問を実施するなど市町と連携して、取り組みを強化してまいります。 今後とも、滞納者の実情に応じた実効性のある徴収対策を講じ、収入の確保に努めてまいります。</p>
収入	<p>現金差押において、現金の受払いが現金出納簿に登記されていない。 [税務部納税課]</p>	<p>徴収金引継票と現金を確認する際、必ず同時に現金出納簿への登記を行い、徴収金引継票と一緒に回付をすることで登記漏れを無くし、適正に処理してまいります。 なお、登記漏れについては訂正し、適正に処理いたしました。</p>
物品	<p>毒劇物の保管管理において、劇物(1品目)について適正な保管がされていない。 [税務部課税課]</p>	<p>施錠できるキャビネットに保管するよう是正いたしました。 今後も適正な保管管理に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【意見】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：総務部		
【財政課】		
補助金等	<p><補助金に係る消費税の取扱いについて></p> <p>消費税の納付に当たって、一般的には、課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を納付することになっている。</p> <p>補助金に係る消費税については、補助対象経費に消費税額が含まれ、かつ補助事業者が課税仕入れに係る消費税額の控除を行う場合には、その消費税相当額が過大に交付されることになる。</p> <p>このため、各部で定める補助金交付要綱では、消費税の申告義務がない者や簡易課税方式などを採用している者を除き、仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、この金額を補助金の額から減額して知事へ報告し、知事は当該金額の返還を請求することになっている。</p> <p>しかしながら、上記の事例に該当するにもかかわらず補助事業者からの報告がないものが見受けられた。</p> <p>については、補助金交付要綱を踏まえ、適正に事務処理がなされるよう周知に努めるべきである。</p>	<p>本意見を受けて、平成27年10月13日に開催された「平成27年度定期監査(前期)結果にかかる研修会」及び平成27年10月30日付け総務部長通知により、適正に事務処理がなされるよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後はこのような事がないよう、機会のあるごとに引き続き周知に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：企画振興部		
【新幹線・総合交通対策課】		
委託契約	<p>JR佐世保線の輸送改善に向けた調査業務委託において、予定価格が積算価格から「歩切り」されている。 また、業務期間延長にかかる契約書に収入印紙が貼付されていない。</p>	<p>予定価格の歩切りについては、今後は、予定価格の決定の際に入札・契約事務マニュアルを遵守し、適正な事務手続きに努めてまいります。 変更契約書に収入印紙が貼付されていない件については、直に収入印紙貼付の措置をとりました。今後は、再発防止に努めてまいります。</p>
【地域づくり推進課】		
補助金等	<p>21世紀まちづくり推進総合補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。</p>	<p>今後は、補助金実施要綱等の関係法令に基づき、当補助事業を利用する団体等に対する助言やチェック体制の強化を図りながら、適正な事務手続きに努めてまいります。 なお、当該補助金については、該当する事業実施団体からの報告等、適正な手続きを進めております。</p>
【長崎振興局】		
予算の執行	<p>複写機による複写サービス業務に係る指名競争入札において、入札執行通知に「1者の場合には入札を執行しない。」との記載がないにもかかわらず、1者のみの応札を理由に入札を中止している。 〔管理部総務課〕</p>	<p>今後は、入札・契約事務マニュアルを遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
【県央振興局】		
収入	<p>諫早湾干拓堤防管理事務所の潮受堤防管理棟共用経費に係る国の負担について、費用負担額の算定誤りにより過徴収が発生している。 〔管理部総務課〕</p>	<p>今後は、費用負担額の算定時には総務課だけでなく堤防管理事務所においても確認を行い、チェック体制の強化を図るとともに、引継ぎ時においても確実な事務処理を徹底してまいります。 なお、過徴収分については、27年度の処理にて還付することを国に了解を得ており、現在還付手続き中です。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：企画振興部		
【島原振興局】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(交通事故賠償金) 〔管理部総務課〕	債務者の収入状況等から一括回収が厳しい状況にありますが、平成26年度において小額ではあるが納付がなされており、引き続き電話催告、居宅訪問等を行い、未収金の解消に努めてまいります。

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：文化観光国際部		
【物産ブランド推進課】		
委託契約	<p>平成26年度平成「長崎俵物」PR事業業務委託の入札参加資格審査において、競争入札参加資格申請書に替えるものとして有効期間の切れた前年度以前の資格審査結果通知書の写しを有効とする公示を行っている。 また、予定価格が積算価格から「歩切り」されている。</p>	<p>今後このようなことがないよう、職員に契約関係規定等について改めて周知徹底を図り、チェックを確実に行うこととしました。今後は、適正な契約事務に努めてまいります。</p>
補助金等	<p>長崎県県産品振興事業補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。</p>	<p>今後このようなことがないよう、補助事業者に対し県の補助制度について十分な説明を行い理解していただくこととし、職員にも改めて補助金関係規定の周知徹底を図りました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。 なお、当該補助金については、該当する事業実施団体からの報告等、適正な手続きを進めております。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：環境部		
【廃棄物対策課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（行政代執行による撤去費用）	<p>大量放置された廃タイヤ等の撤去に要した費用徴収金（1件）については、債務者からの分割納付の申し出に基づき、少額ずつですが自主的な納付が行われているため、今後もその履行を監視するとともに、資産調査を引き続き実施し、資産を発見した場合は差押えを行います。</p> <p>産業廃棄物最終処分場の支障除去等に要した費用徴収金（3件）については、債務者の所有していた不動産の公売等により一部を回収したところですが、引き続き資産調査を実施して新たな資産の発見に努め、発見次第速やかに差押えや公売等を行います。</p> <p>いずれの未収金についても、引き続き全額回収を最終目標として未収金の解消に取り組んでまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：福祉保健部		
【福祉保健課】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (生活保護費返還金等)</p>	<p>生活保護費返還金については、債務者の生活状況に応じて作成した「徴収方針表」に基づき、債権管理事務非常勤職員との定期的な情報交換や関係市福祉事務所との連携を図り、電話や訪問により未収金の回収及び適切な管理に努めております。</p> <p>このうち、生活保護法第78条徴収金については、被保護者からの事前申出により、被保護者の生活維持に支障がない範囲で、保護費との調整を行い未収金を回収しております。</p> <p>なお、未収金発生未然防止対策として、福祉事務所においては「不正受給防止マニュアル」を活用して年金受給資格の把握漏れ防止や、届出が必要な資産及び収入の種類を列挙した「保護のしおり」を年1回以上世帯主及び世帯員等へ配付し、収入申告の必要性や届出義務の説明を行うなど、届出義務遵守の徹底に努めております。</p> <p>また、県本庁においては福祉事務所に対する指導監査を通して、未収金発生未然防止対策の実施を徹底するよう指導しております。</p> <p>介護福祉士修学資金返還金については、債権管理事務非常勤職員による訪問催告や職員による電話や文書による督促を計画的に実施するとともに、債権管理事務非常勤職員と定期的な情報交換を行い、収入の確保に努めております。</p> <p>今後も十分な制度説明を行い、各種申告や届出等の徹底を図ることで、新たな未収債権の発生を未然に防止するほか、例年12月の納入強化月間における取組や、債権管理事務非常勤職員との連絡調整会議での指導徹底などにより、組織一体となって収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
補助金等	旧多良見病院結核医療確保対策事業補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。	<p>「福祉保健部関係補助金等交付要綱」には報告義務を規定しておりましたが、当該補助金の実施要綱において、報告書の様式等を規定しておらず、制度周知が不十分であったと考えます。</p> <p>指摘を受けた後、補助事業者に対して、平成26年度を含む過去5年間の補助金について当該報告を求め、過大に交付された4ヶ年度分の補助金の返還を請求いたしました。</p> <p>なお、当該返還金については、平成27年10月に全額返還されております。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
【医療人材対策室】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(看護職員修学資金貸与金返還金)	<p>滞納者及びその連帯保証人に対して電話や文書による督促や自宅訪問等による納付交渉を適宜行い、未収金の回収に努めております。</p> <p>また、貸与決定時に保証人の保証能力を含めた適正な書類審査を行うことに加え、最終学年の学生については本修学資金制度の目的の説明と進路について再確認を行うなどし、新たな未収債権が発生しないよう併せて努めております。</p> <p>今後も十分な制度説明を行い、各種申告や届出等の徹底を図ることで、新たな未収債権の発生を未然に防止するほか、例年12月の納入強化月間における取組や、債権管理事務非常勤職員との連絡調整会議での指導徹底などにより、組織一体となって収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【国保・健康増進課】		
補助金等	臓器移植対策事業費補助金において、仕入税額控除した消費税に係る報告がなされていない。	<p>「福祉保健部関係補助金等交付要綱」には報告義務を規定しておりましたが、当該補助金の実施要綱において、報告書の様式等を規定しておらず、制度周知が不十分であったと考えます。</p> <p>指摘を受けた後、補助事業者に対して、平成26年度を含む過去5年間の補助金について当該報告を求め、過大に交付された4ヶ年度分の補助金の返還を請求いたしました。</p> <p>なお、当該返還金については、平成27年10月に全額返還されております。</p> <p>今後は、補助金交付要綱に則り、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
【障害福祉課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(児童保護費保護者負担金等)	<p>児童保護費保護者負担金等の収入未済については、債権管理事務非常勤職員による家庭訪問や電話督促を定期的の実施するとともに、必要に応じ職員による文書、電話及び訪問による督促を実施するなど組織的な対応に努めております。</p> <p>併せて心身障害者扶養共済制度掛金については、平成26年2月に「長崎県心身障害者扶養共済制度掛金未納金対応実施要領」を一部改正し、2ヵ月未納の方への督促・催告の手順を変更するとともに、加入継続の意思等を早期に確認するなど、強制脱退も含めた未収金対応を迅速化しました。</p> <p>また、年金過払金については、年金受給権者が死亡した場合には届出を行うよう、毎年度の現況届提出の際に周知徹底を図るとともに、各市町に対し、年金受給権者の死亡が確認された場合には早急に報告するよう平成27年9月に再度注意喚起を行いました。</p> <p>今後も十分な制度説明を行い、各種申告や届出等の徹底を図ることで、新たな未収債権の発生を未然に防止するほか、例年12月の納入強化月間における取組や、債権管理事務非常勤職員との連絡調整会議での指導徹底などにより、組織一体となって収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
収入	<p>公有財産の使用許可及び貸付において、調定及び収入が遅延している。</p>	<p>調定の遅延が発覚後、直ちに調定を行い、平成26年度中に全て収納いたしました。</p> <p>今後は、適正な時期に調定を行うため、各業務の執行状況等について、職員相互での確認を含め定期的なミーティングを行うなどして管理を徹底します。</p>
【原爆被爆者援護課】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(健康管理手当返還金)</p>	<p>生活に困窮している状況(年金収入のみなど)の中で、少額ながら返済を続けていることから、返済する意思はあるため、訪問・文書・電話による納入催告を行い、定期的に納付を促し、収入未済の解消に努めております。</p> <p>また、在外被爆者分については、遺族に対して文書催告等を行い、状況の把握に努めております。</p> <p>今後も十分な制度説明を行い、各種申告や届出等の徹底を図ることで、新たな未収債権の発生を未然に防止するほか、例年12月の納入強化月間における取組や、債権管理事務非常勤職員との連絡調整会議での指導徹底などにより、組織一体となって収入未済額の縮減に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：こども政策局		
【こども家庭課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(母子父子寡婦福祉資金貸付金、児童保護費保護者負担金等)	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金については、平成21年度から、従来の納付書による徴収方法に加え、口座振替と外部委託を導入し徴収促進を図っているところ。口座振替については、平成25年8月から、全国で利用しやすい「ゆうちょ銀行」による口座振替も実施しており、外部委託についても、継続して実施してまいります。引き続き関係機関との連携を図りながら、債務者の状況に応じた多様な徴収方法による未収金の徴収に努めてまいります。</p> <p>児童保護費保護者負担金等については、平成25年度に策定した管理(徴収)マニュアルに基づき、電話督促、訪問徴収、定期的な催告状の送付を行い、併せて債権管理嘱託員と密に連携し、新規債権の発生防止や個々の未納者の状況にあった納入を促すなど、引き続き未収金の回収に努めてまいります。また、財産照会など差押えを視野に入れた取組みも検討してまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：産業労働部		
【商務金融課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(小規模企業者等設備導入資金特別会計)	<p>中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金の未収貸付先は、1件を除き倒産しており、債権回収を行うにあたり厳しい状況にありますが、主債務者、連帯保証人及び各々の相続人に対し訪問、電話及び文書催告等を行い、引き続き収入未済の解消に努めてまいります。</p> <p>事業継続中の未収先1件につきましては、本年度債権回収業者に債権回収業務委託を行い、債権回収を進めております。</p> <p>また、貸付から約50年経過し回収見込がなく時効期限が到来している債権については、債権放棄に向けた債務者調査を行うとともに、調査が終了した案件については、債権放棄の手続き等を進めてまいります。</p>
【雇用労働政策課】		
収入未済	収入未済が新たに発生しているの で、実効性のある徴収対策に取り組 み、収入の確保に努めること。(認定 訓練助成事業費補助金返還金)	債務者が破産し、現在破産管財人により債権の整理が行われている状況であり、今後も、3ヶ月ごとに開催される債権者集会に出席し、清算手続きの進捗状況の把握に努めてまいります。

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：水産部		
【漁政課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（沿岸漁業改善資金特別会計）	<p>延滞の長期化、固定化を抑制するため、沿岸漁業改善資金債権保全の手引きに基づき、新規発生延滞者に対して延滞発生後20日以内に督促状を送付するとともに、漁協に対し延滞者の状況報告を求めるなど、償還指導の早期化に努めております。</p> <p>また、過年度延滞者についても、個別訪問による本人及び連帯保証人に対する面談や文書、電話を重ねて実態を把握し、一部弁済の併用などにより未収金の回収に努めております。</p>
【水産振興課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（長崎魚市場施設使用料）	債務者が行方不明となり、所在の把握に努めましたが、平成27年5月で時効を迎えたため、今後は不納欠損処理を進めることとしております。
【長崎港湾漁港事務所】		
収入	漁港施設目的外使用許可において、面積算定の誤りから、過徴収となっている。	<p>申請書記載の面積で使用料を計算し、添付図面のチェックが不十分でした。</p> <p>今後このようなことがないように、複数でのチェックを確実に行ってまいります。</p> <p>なお、申請自体に誤りがあったものであることから、既納の利用料等は返還しないと定めた漁港管理条例第13条第3項の規定により、過徴収となった使用料の返還は行っておりません。</p>
財産の管理	<p>漁港施設の占有許可において、収入未済のある債務者に許可の更新を行っていたが、当該債務者より受理した収入未済に係る支払計画の履行がなされていない。</p> <p>また、新たな収入未済が発生したため、使用許可を行わず、現在無許可の占有となっている。</p>	<p>債務者と協議し、履行可能な新たな支払計画を提出するよう求めており、支払計画の見直しにより、未収金の回収に努めてまいります。</p> <p>なお、無許可期間については、不当利得として使用料相当額を徴収しています。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県北振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (沈没船引き上げ費用等) [田平土木維持管理事務所]</p>	<p>漁港施設占用料相当額 自宅兼事務所を訪問し、繰り返し、納入義務者に納付を指導していますが、占用物件(建物)は既に売却されており、建物売却時に購入者と納付に関して交わした経過を主張して納付に至っておりません。 引き続き納入義務者に対し、未収金の回収に努めてまいります。 沈没船陸揚げ費用 平成25年度に履行期限延長の特約の承認を行い、平成28年12月まで、2ヶ月ごとに1万円を納付する分割納付を誓約しています。 納付状況につきましては、平成25年12月から平成27年8月までの分割納付11回のうち8回納付されており、引き続き履行すべき金額の納付指導を行い、未収金の回収に努めてまいります。</p>
委託契約	<p>小値賀漁港及び斑漁港の環境整備施設管理業務において、前年度に引き続き、予定額の積算根拠が不明確となっている。 [建設部建設管理課]</p>	<p>前年度の指摘を受け、平成26年度については、当該委託業務の再委託時の積算内訳書を添付しておりましたが、業務の全ての積算資料とは言えず、積算根拠としては不十分でした。 平成27年度委託分については、再度積算根拠の見直しを行っているところです。 今後も適正な契約事務に努めてまいります。</p>
委託契約	<p>平漁港海岸漂着物収集・運搬・分別業務委託において、業務量が大幅に減少したにもかかわらず、分別にかかる経費を減額していない。 また、契約対象となる収集・運搬業者は1者しかいないにもかかわらず、許可を得ていない業者も含めた3者による随意契約としている。 さらに、他の処分場への運搬業務も含め一括発注すべきところ行われていない。 [建設部建設管理課]</p>	<p>契約内容の変更にあたっては、業務量だけでなく業務の内容についても精査のうえ、適正に見直しを行うように努めてまいります。 また、本件については、契約対象となる収集・運搬業者は1者しかいなかったことから、他の処分場への運搬業務も含め1者随契とすべきであったと考えられますので、今後同様な事案が発生した場合は、業者の選定にあたり資格の確認を十分に行うなど、適正な契約事務に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：農林部		
【農業経営課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (農業改良資金特別会計)	貸付先に対して、地方機関による定期的な個別訪問・経営指導を行うとともに、文書督促、電話、個別訪問による現地督促の強化、連帯保証人を含めた面談等を実施し、滞納者の実態に応じた対策を講じながら、収入未済の縮減に取り組むこととするほか、債権回収会社(サービサー)へ業務委託を実施しております。引き続き効果的な収入未済の縮減に取り組んでまいります。
【林政課】		
収入未済	収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (林業改善資金特別会計)	貸付先に対して、地方機関並びに事務委託機関と連携し、電話や個別訪問等による督促・催告を実施してまいります。また、多額延納者については経営状況及び資産状況等の把握に努め、引き続き償還計画について協議を行うとともに債権回収会社(サービサー)への業務委託を検討するなど、収入未済の縮減に取り組んでまいります。
物品	物品の照合点検の結果、7件の物品について現物との確認ができていない。	すべての物品の写真を準備するとともに、その配置図を作成するなど、物品管理の方法を改善しております。また指定管理者と再度チェック体制を確認強化し適切な対応を行ってまいります。さらに、同様の事案が生じることのないよう、部内の物品管理担当職員を対象とした研修を実施済みであり、今後は物品の点検及び照合を確実にを行うことで、適正な管理を徹底してまいります。
【島原振興局】		
工事請負	山田原第2地区区画整理工事(3工区)において、工事費変更の際、請負代金額の著しい変更ではないにもかかわらず、前払金の追加支払いを行っている。 〔農林水産部農村整備課〕	工事及び工事関連業務委託における前払金の追加支払いに係る規定に関し文書により関係職員への周知を実施しました。関係通知等の確認を着実にを行い、適切な事務処理を徹底してまいります。

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県北振興局】		
財産の管理	<p>農林部倉庫については、相当期間民有地を賃借しているが、建物の耐用年数から今後もその実態を勘案し、利用を継続していくか検討する必要がある。 〔農林部用地管理課〕</p>	<p>今後の倉庫の取り扱いについては、改築後50年以上を経過し、老朽化が進んでいる現状を踏まえ、利用の継続の必要性について、関係部局と協議してまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：土木部		
【監理課】		
予算の執行	<p>建設業情報管理システム電算処理業務契約（単価契約）において、財務規則上見積書の省略規定に該当しないにもかかわらず、見積書の徴取を省略している。また、予定価格調書の作成も省略している。</p>	<p>建設業情報管理システムについては利用者が国及び都道府県に限られ、利用価格も統一単価であることから、専売品等で価格が公定しているものとして見積書の徴取及び予定価格の省略を行ってまいりました。</p> <p>しかしながら、本件は専売品等に該当しないことが判明したため、今後は見積書の徴取及び予定価格の作成について、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
【都市計画課】		
物品	<p>県立百花台公園において維持管理業務に使用していた備品の不用決定において、処理方法を産業廃棄物とすべきところ、一般廃棄物としている。また、処分がされていないにもかかわらず、処分結果報告書において処分完了としている。</p>	<p>指定管理者より物品の不用報告を受けた担当者が不用決定時に処理方法を産業廃棄物とすべきところを一般廃棄物として誤った手続きを行ったこと、また、処分報告において、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で確実に処分されたことを確認しなかったために発生した事案であります。</p> <p>ご指摘のあった物品については、産業廃棄物として処分を行い、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により確実に処分されたことを確認してまいります。</p> <p>今後、物品の処分等が生じた場合は一般廃棄物・産業廃棄物・家電などの分類を十分に確認し、関係法令に基づき適切な方法及び時期に処分を行ってまいります。</p> <p>また、処分報告の際は産業廃棄物管理票（マニフェスト）など証明書類を確実に取得するようにいたします。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【道路建設課】		
物品	<p>物品の処分において、産業廃棄物として関係法令に基づいた処分が行われていない。</p>	<p>当該物品が所属リースのプリンターに内蔵されていたことにより、備品としての認識が不足していたために、適正な処分が行われなかったことから、備品シールを外から確認できる位置に貼る等、備品であることを確認できるようにするとともに、産業廃棄物の関係法令について、関係職員に周知徹底を図っています。</p>
【道路維持課】		
物品	<p>道路情報板システムの更新に際し、旧システムのサーバー等について産業廃棄物として関係法令に基づいた処分が行われていない。また、不用決定の procedures をしていない。</p>	<p>道路情報板システムの一部である旧システムサーバーについて備品としての認識が不足していたため、産業廃棄物として処分せず、更新を行った工事請負業者に引き渡してしまったものです。 今後このようなことがないよう、産業廃棄物の関係法令について、関係職員に周知徹底を図ってまいります。また、工事請負業者より処分にかかるマニフェストの写しを取得し、不用決定の procedures を行いました。</p>
【住宅課】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (県営住宅使用料等)</p>	<p>住宅使用料の未収金につきましては、徴収率が25年度の97.93%から26年度は97.96%に上昇し、未収金の額も約70万円減少するなど、21年度から続けている取組みに一定の効果があると認識していますので、今後も以下の方針を継続いたします。ただし、平成25年度から現年度徴収率が若干ではありますが低下しているため、家賃徴収員への督促を強化して、徴収率向上を図ってまいります。 特に、3ヶ月未満の滞納者への対策を強化し、現年度徴収率のアップに努める。 3ヶ月以上の滞納者に対して、滞納額が多額にならないうちに、契約解除通知、住宅の明渡し請求等を行う。 和解後、和解内容に違反している者等に対しては、早期の警告、建物明渡しの強制執行申立てを強力に推進する。 退去滞納者及びその連帯保証人に対して支払督促の申立てを提起し、場合によっては債権の差押えを行う。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【用地課】		
工事請負	<p>県有地の維持管理工事2件において、監督職員以外の職員が完成検査を行うべきところ、監督職員が完成検査を行っている。</p>	<p>工事請負業務関係者に関係法規を周知させるとともに、主任監督員を担当班長、検査員を総括課長補佐に命じ、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
財産の管理	<p>公共用地の未利用地については、今後も引き続き土地の実態に応じた利用又は処分に努めること。</p>	<p>土木部未利用地売却等促進会議及び幹事会を開催し、地方機関で保有する財産を含めた具体的な活動指標を設定し、実態に応じた利用・処分に努めてまいります。</p>
【長崎振興局】		
収入	<p>屋外広告物更新申請において、申請に含まれない屋外広告物が設置されており、手数料収入が不足している。 〔建設部管理課〕</p>	<p>屋外広告物の更新許可申請において手数料の対象となっていない広告物が別途掲示されていることが添付されていた写真により確認されたものです。 当該広告物を設置した者に対して、撤去するか、追加申請を行うよう是正指導していたところ、8月31日に撤去されたことを確認しました。 今後、屋外広告物の許可申請については、チェック体制の強化を図り、適正な取扱いに努めてまいります。</p>
【長崎港湾漁港事務所】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (一般会計...岸壁使用料・プレジャーボート係船料等) (港湾施設整備特別会計...ターミナル使用料等)</p>	<p>債務者に対しては、電話や文書による督促、面談等を頻繁に行い、13件89,719円の未収金額を縮減することができました。また、未収債権の発生防止及び解消等を図るため、27年度に「未収債権解消等の対策検討協議会」を所内に設置し、対応策の検討協議と、その効果について検証を行うなど、収入未済額の早期解消に努めることとしております。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
委託契約	<p>長崎港内及び長崎漁港内海面清掃業務委託において、前年度に引き続き、委託先から受取した事業報告書及び決算報告書の内容が委託料に見合ったものとなっていない。</p>	<p>当該業務は、長崎港及び長崎漁港の航行船舶の安全確保のため、長崎港清掃協議会に海面の清掃業務を委託しているものです。前年度の指摘を受けた積算の根拠については明確にし、それに対する精算を確認したところですが、事業報告書等については長崎港清掃協議会の総会用資料をそのまま添付しておりました。</p> <p>今後は、報告書の形式となるよう、様式を定め、当該業務の内容が確認できるよう指導しております。</p>
委託契約	<p>長崎港ターミナルビルボーディングブリッジ保守点検業務委託において、100万円を超える契約であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない。</p>	<p>当該業務は、長崎港ターミナルボーディングブリッジの四半期ごとの保守点検業務ですが、検査調書の作成については、履行の確認を日々行う清掃や警備の委託のように相手方から提出される実績報告書等を確認することで検査調書の作成に代えられるものと誤認しておりました。</p> <p>今後は、このようなことがないように適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>なお、監査後、同様の保守点検業務等については、検査調書を作成しております。</p>
【県央振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (復旧工事負担金)〔建設部管理課〕</p>	<p>橋梁損傷原因者2名については未成年者であり、財産等もないため滞納処分の執行停止中ですが、今後も継続してその財産状況の把握に努めてまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
【県北振興局】		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。</p> <p>(一般会計...港湾区域内水域占用料・プレジャーボート係船料等 港湾施設整備特別会計...港湾施設目的外使用料)〔建設部建設管理課〕</p>	<p>港湾区域内水域占用料 相続人(妻)が、小額ずつの分割納入中です。 (平成26年度 15,000円納入済)</p> <p>港湾施設使用料 文書、電話等による納入指導を行ってまいります。 (平成26年度 20,496円納入済)</p> <p>港湾施設目的外使用料 今年度は、産業廃棄物の早期撤去を優先指導いたしました。今後、使用料の納付も強く指導してまいります。</p> <p>西海橋公園使用料 連帯保証人に対しても、文書により納付指導を行い、現在、納付履行監視中です。 (平成26年度 372,506円納入済)</p>
工事請負	<p>大島港港整備交付金工事(2工区)において、工事費変更の際、請負代金額の著しい変更ではないにもかかわらず、前払金の追加支払いを行っている。 〔建設部港湾漁港第二課〕</p>	<p>前払金支出についての関係法令の認識不足が原因となったことから、関係職員へ周知徹底を行いました。 今後は関係法令を熟知したうえでチェック体制の強化を図り、再発防止に努めてまいります。</p>
財産の管理	<p>港湾施設用地や港湾区域内水域の占用において、不法占用状態が続いており解消されていない。 〔建設部建設管理課〕</p>	<p>川棚港における産業廃棄物につきましては、原因者において、少量ずつではありますが、撤去しており、その量は減少してきております。今後も完全撤去に向けて、関係部局とともに、粘り強く指導してまいります。</p> <p>港湾区域内水域の不法占用につきましては、相続人に撤去指導を行っておりますが、相続人も高齢で病気療養中であり、早急解決は難しい状態です。現在、使用料の分納を優先指導しております。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
<p>財産の管理</p>	<p>川内港施設用地について、竣功認可が行われておらず、登記されていない。 〔田平土木維持管理事務所〕</p>	<p>川内港施設用地につきましては、平成22年7月に埋立工事が完了したものです。埋立地の竣功認可手続きを行うことなく、未竣功となっております。</p> <p>今後は、竣功認可手続きに係る費用の予算確保ができ次第、速やかに竣功認可手続きを行ってまいります。</p> <p>なお、登記につきましては、地方自治法の手続き（新たに生じた土地の確認）が必要であるため、地元市議会の議決を得た後、手続きを行ってまいります。</p>

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【意見】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：出納局		
【会計課】		
収入	<p><歳入の調定について> 歳入を徴収しようとするときは、直ちに調定をしなければならず、このため、補助金の調定については、交付決定があった時に行うこととなっている。また、公有財産の使用許可や貸付の調定については、その使用許可や貸付決定後、速やかに行うこととなっている。</p> <p>しかしながら、今回抽出して確認したところ、補助金の調定を補助金交付決定時ではなく年度末に行っている事例、公有財産の使用許可及び貸付において調定及び収入が遅延している事例などが散見され、調定事務に係る認識不足が懸念される。</p> <p>については、財務規則に基づき、適正な事務処理が行われるよう指導すべきである。</p>	<p>歳入の調定については、財務規則の規定により直ちにしなければならないと定められております。すなわち、補助金等においては年度末の収納時期ではなく交付決定時に、公有財産の使用許可及び貸付においては原則的に許可等と同時に調定を行う必要があります。</p> <p>誤った認識等による事務処理がなされることがないように、適正な事務処理について財務会計事務にかかる研修会や会計監督検査等の機会あるたびに、指導を行ってまいります。</p>
物品	<p><物品の処分について> システム更新により不用となったサーバー等や業務用冷蔵庫の廃棄において、関係法令に基づいた処分がなされていない事例があった。</p> <p>については、物品の処分においては、廃棄物、リサイクルの関係法令に基づく処分にかかる会計事務が適正に行われるようさらなる指導を行うべきである。</p>	<p>物品の処分にかかる会計事務については、平成16年に「産業廃棄物・リサイクル関係の会計処理について」、平成17年に「長崎県産業廃棄物税条例の施行に伴う会計処理について」により周知しているところですが、今後も適正な事務処理について引き続き財務会計事務にかかる研修会や会計監督検査等の機会あるたびに、指導を行ってまいります。</p>


平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【意見】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：出納局		
【物品管理室】		
物品	<p><物品の処分について> システム更新により不用となったサーバー等や業務用冷蔵庫の廃棄において、関係法令に基づいた処分がなされていない事例があった。 ついては、物品の処分においては、廃棄物、リサイクルの関係法令に基づく処分にかかる会計事務が適正に行われるようさらなる指導を行うべきである。</p>	<p>物品の処分にかかる会計事務については、平成16年に「産業廃棄物・リサイクル関係の会計処理について」、平成17年に「長崎県産業廃棄物税条例の施行に伴う会計処理について」により周知しているところですが、今後も適正な事務処理について引き続き物品取扱事務説明会や物品管理に関する現地調査等の機会あるたびに、指導を行ってまいります。</p>

27教総第192号
平成27年11月24日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 中村 和弥 様
長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二 

平成27年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

平成27年9月30日付27長監第47号の監査結果の報告に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：教育庁		
【生涯学習課】		
物品	業務用冷蔵庫の廃棄において、フロン回収・破壊法に基づいた処分が行われていない。	フロン類が使用されている業務用機器の廃棄にあたっては、フロン類の回収について法令に基づき適正に手続きを行うよう、施設の所有者として、10月5日付で指定管理者に対して通知し、指導を行いました。今後とも、法令を遵守し、適正な事務処理を行うよう指導してまいります。

長公委（会）第3号
平成27年11月26日

長崎県監査委員 石橋 和正 様
長崎県監査委員 砺山 和仁 様
長崎県監査委員 中村 和弥 様
長崎県監査委員 山田 朋子 様

長崎県公安委員会委員長

坂井 俊之



平成27年度普通会計定期監査（前期）結果に係る措置について（通知）

平成27年9月30日付け27長監第47号の監査結果の通知に基づき、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

平成27年度 普通会計定期監査(前期)結果に係る措置

【指摘事項】

項目	監査の結果	講じた措置
部局名：警察本部		
収入未済	<p>収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。 (放置違反金等)</p>	<p>放置違反金の滞納者に対しては、督促状の送付や、催促状による文書催促及び滞納者宅の訪問による催促を実施し、直接現金の収納を実施しました。</p> <p>また、任意納付に応じない滞納者に対しては、銀行口座差押えによる滞納処分を実施しており、平成26年度中は、9件、210,300円の滞納処分を実施しました。</p> <p>その結果、平成26年度の放置違反金及び滞納金の収入未済額は2,356件、21,888,800円と、前年度に比べ減少(前年度比 93件、945,300円)しております。</p> <p>今後も引き続き、各種催促活動を強化するとともに滞納処分等を推進し、収入の確保に努めます。</p> <p>次に、交通安全施設等損害賠償金については、滞納者や連帯保証人の収入が少なく納入が滞っているものがありますが、引き続き、滞納者等に対する督促や面談による資力調査等を実施し、滞納者等の実態に応じた対策を講じながら収入の確保に努めます。</p>